

世界遺産講座

第9講

緩衝地帯とは

世界遺産講座第9講では、緩衝地帯の役割とその意義について紹介します。

世界中にはたくさんのおもしろい世界遺産が存在します。その魅力が資産そのものにあることは言うまでもありません。しかし資産がいくら素晴らしくても隣接して景観を阻害する建物等の構造物があればその価値は半減、あるいはゼロに近くなることもあります。資産の周辺が開発されれば、景観的な影響もありますが、資産そのものにも多大な影響を与えることが想像できます。これを防ぐために考えられたのが緩衝地帯です。今回は、この緩衝地帯について紹介します。

緩衝地帯とは資産を適切に保護するために必要な資産全体を取り囲む地域のことです。「バッファゾーン」と呼ばれることもあります。それに対して資産は「プロパ

記載が必要となります。

我が国の緩衝地帯の考え方は、文化遺産を例にあげると、遺産ごとにその基準は異なり、統一的な考えが存在するわけではありません。前述の「作業指針」に、「緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。」と定義されています。緩衝地帯の設定については、遺産の属する国又は地域社会の制度に依拠するものとし、日本では法律や地方公共団体が定める条例等に基づいて決定しています。これらの法律や条例を根拠として、その資産ごとにそれを保護するために必要な範囲における開発を規制しています。近年登録された日本の世界遺産を例にあげると、「北海道・北東北の縄文遺跡群」では構成資産が位置する自治体の景観条例、「百舌鳥・古市古墳群」では都市計画法に基づく用途地域の設定により建築物等の高さや意匠形態に制限を設けています。現在世界遺産登録を目指している「彦根城」も同様に景観条例や都市計画等に基づいて開発等を規制し、

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」についても同様の法令に加え、古都保存法や各市村の風致地区条例等により開発等に対する制限を設定しています。いずれの世界遺産候補もすでに現在の法令等に基づき緩衝地帯の設定を実施しており、すでに世界遺産として望ましい周辺環境が維持されています。

国内外の世界遺産を訪れた際は、資産そのものだけでなく、その周辺にある緩衝地帯も是非観察してください。周辺から資産を眺めることにより、緩衝地帯の必要性を実感いただけると思います。

(明日香村総合政策課)

資産と緩衝地帯

